

一般社団法人 滋賀県里親連合会 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条

1. この法人は、一般社団法人滋賀県里親連合会と称する。

(主たる事務所)

第2条

1. この法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

2. 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条

1. この法人は、児童福祉法に基づき里親制度の向上発展を図り、児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条

1. この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 里親制度に関する調査・研究
- ② 里親制度の普及・啓発
- ③ 里親相互の連絡調整とスキルアップ研修
- ④ 当事者団体としての里親・里子支援
- ⑤ 居場所づくりなど、子どもの権利擁護事業
- ⑥ 関係機関とのパートナーシップ事業
- ⑦ 前各号に付随する、その他の事業

2. 前項に規定する事業を実施するに当たり、必要に応じて、次のとおり専門部会を設置することができる。

- ① 専門部会の設置及び部会長の選出は、理事会の議決を経る。
- ② 専門部会の運営については別に定める。

(地域里親会)

第5条

1. この法人は、前条の目的を円滑に運営するために、原則として、市部においては各福祉事務所単位、郡部においては各地域健康福祉事務所単位に地域里親会を設置する。
2. 前項の地域里親会を統括する組織として、地域支部を設置する。
3. 地域里親会及び地域支部（以下「地域里親会等」という。）の編成については、別表のとおりとする。
4. 地域里親会等の組織運営については、地域ごとに定める。
5. 地域里親会等は、本会の目的達成のために総会で決められた事項について、地域ごとに執行する。

第3章 会 員

(会員の構成員)

第6条

1. この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び準会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
 - ① 正 会 員 児童福祉法第6条の4により認定された個人
 - ② 準 会 員 過去に里親認定を受けていた個人
 - ③ 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助する個人又は団体
2. 会員は、第1項の賛助会員を除き、市・郡に設置する地域里親会の会員であること。

(会員資格の取得)

第7条

1. この法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第8条

1. 会員は、この法人の事業活動により生じる費用に充てるため、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
2. 会費は、賛助会員を除き、各地域里親会単位に徴収し、当該年度9月末までに事務局に納入するものとする。

(任意退会)

第9条

1. 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条

1. 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- ① この定款その他の規則に違反したとき
- ② この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- ③ その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条

1. 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- ② 当該会員が死亡し又は解散したとき

(会費等の不返還)

第12条

1. 退会した会員が既に納入した会費、その他会員としての義務に基づく金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第13条

1. 総会は、正会員及び準会員をもって構成する。
2. 前項の総会をもって一般法人法の社員総会とする。

(権 限)

第14条

1. 総会は、次の事項について決議する。
 - ① 事業報告、決算の承認
 - ② 理事及び監事の選任又は解任
 - ③ 定款の変更

- ④ 解散及び残余財産の処分
- ⑤ 会員の除名
- ⑥ その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条

1. 総会は、定時総会として毎年1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第16条

1. 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2. 議決権を有する会員の3分の1以上の会員により、理事長に対して総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の開催を請求することができる。
3. 理事長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求があった日から40日以内に総会を招集しなければならない。
4. 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び総会の目的である事項を記載した書面を、一般法人法38条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、開会日の5日前までに会員に通知しなければならない。

(議 長)

第17条

1. 総会の議長は、正会員等の中から選出する。

(議 決 権)

第18条

1. 総会における議決権は、正会員等1名につき1個とする。

(決 議)

第19条

1. 総会の決議は、正会員等の議決権の過半数を有する正会員等が出席し、出席した当該正会員等の議決権の過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は正会員等の3分の2以上が出席し、正会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- ① 定款の変更

- ② 監事の解任
- ③ 解散及び残余財産の処分
- ④ 会員の除名
- ⑤ その他法令で定められた事項

3. 総会に出席することができない会員等は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は他の会員等を代理人として議決権を行使することができる。

(議事録)

第20条

1. 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名し、これを保存するものとする。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条

1. この法人に次の役員を置く。
 - ① 理事 5名以上9名以内
 - ② 監事 1名以上3名以内
2. 理事のうち1名を理事長、若干名を副理事長とする。
3. 前項の理事長をもって、一般法人法の代表理事とする。
4. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員を選任)

第22条

1. 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
2. 有識者としての理事及び監事を、外部から選任することができる。
3. 理事長及び副理事長は、理事会の決議により、理事の中から選定する。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
5. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が、理事総数の5分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条

1. 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条

1. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条

1. 理事及び監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条

1. 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

第27条

1. 理事及び監事は、無報酬とする。但し、有識者としての理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける利益は、総会の決議によって定める。

(顧問)

第28条

1. この法人に、任意の機関として若干名の顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事長から諮問された事項について参考意見を述べることができる。
3. 顧問は、正会員等として里子の養育及び会運営に多大な功績のあった者で、理事長が推薦する。
4. 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
5. 顧問の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
6. 顧問は、無報酬とする。

(相談役)

第29条

1. この法人に、任意の機関として若干名の相談役を置くことができる。
2. 相談役は、理事長の相談に応じ、諮問された事項について参考意見を述べることができる。
3. 相談役は、本会の目的達成のために必要な外部の有識者で、理事長が推薦する。
4. 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
5. 相談役の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
6. 相談役は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条

1. この法人に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条

1. 理事会は、次の職務を行う。
 - ① この法人の業務執行の決定
 - ② 理事の職務の執行の監督
 - ③ 理事長、副理事長の選定及び解職

(開催)

第32条

1. 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。なお、理事会は、理事の3分の2を超える出席がなければ開会することができない。

2. 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

① 理事長が必要と認めたとき。

② 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を示して招集の請求が有り、理事長が必要と認めるとき。

(招 集)

第33条

1. 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議 長)

第34条

1. 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(決 議)

第35条

1. 理事会の決議は、3分の2を超える理事が出席し、その過半数をもって行う。

(議 事 録)

第36条

1. 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第7章 事 務 局

(設 置)

第37条

1. この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3. 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4. 事務局長は第6条第1項の正会員であること。

5. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第38条

1. 公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開することとする。
2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第39条

1. 業務上知り得た個人情報の保護に万全を期することとする。
2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報管理規程による。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条

1. 一般社団法人滋賀県里親連合会の資産は、次のとおりとする。
 - ① 財産目録記載の財産
 - ② 資産より生ずる収入
 - ③ 事業に伴う収入
 - ④ 寄付金、配分金及び助成金
 - ⑤ 会員の会費
 - ⑥ 補助金及び委託料
 - ⑦ その他の収入

(基金)

第41条

1. 里親制度の発展並びに子どもの処遇向上などの公益的な事業に使用するため、子どもの権利擁護基金(以下、「基金」という)を設置することができる。基金の設置及び運営については、別に定める。

(事業年度)

第42条

1. この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条

1. この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条

1. この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ理事会の決議を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
- ② 事業報告の附属明細書
- ③ 貸借対照表
- ④ 損益計算書（正味財産増減計算書）
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- ⑥ 財産目録

2. 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- ① 監査報告
- ② 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第45条

1. この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条

1. この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第47条

1. この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条

1. この法人が清算をする場合において有する残余財産は、一般法人法第239条の規定に従う。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第49条

1. 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 補則

(委任)

第50条

1. この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

第13章 附則

(最初の事業年度)

第51条

1. 最初の事業年度は、この法人成立の日から令和5年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第52条

1. 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

代表理事 佐藤 哲也

理事 一宮 祥子

同 小椋 慶造

同 田辺 幸司

同 黒川 玉英

同 岸田 正嗣

監事 井村 悌規

2. 設立時の役員は令和6年3月31日までとする。

(設立時の社員)

第53条

1. 当法人の設立時の社員は、次のとおりとする。

| 氏名 | 住所 |
|-------|-----------|
| 佐藤 哲也 | 1 |
| 一宮 祥子 | |
| 武村 薫 | |
| 小椋 慶造 | |
| 田辺 幸司 | 個人情報のため省略 |
| 黒川 玉英 | |
| 岸田 正嗣 | |
| 井村 悌規 | |
| 村田 潔 | |

(法令の準拠)

第54条

1. 本定款に定めのない事項は、一般法人法、その他の関連法令に従う。

第4条第2項に規定する専門部会の設置

| | | |
|--------------|-------------|--------------|
| ファミリーホーム専門部会 | 里子等自立支援専門部会 | ホームステイ促進専門部会 |
| 乳幼児受託促進専門部会 | 里親広報専門部会 | |

別表 (第5条第3項に規定する地域里親会と地域支部)

| 地域支部名 | 左記の地域支部を構成する地域里親会名 |
|-------|--|
| 湖東支部 | 近江八幡市里親会 東近江市里親会 蒲生地域里親会 |
| 湖西支部 | 大津市里親会 高島市里親会 |
| 湖南支部 | 草津市里親会 守山市里親会 栗東市里親会 野洲市里親会 甲賀・湖南地域里親会 |
| 湖北支部 | 彦根市里親会 長浜市里親会 米原市里親会 愛犬地域里親会 |

以上、一般社団法人滋賀県里親連合会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

佐藤 哲也

一宮 祥子

武村 薫

小椋 慶造

田辺 幸司

押印は個人情報のため省略

黒川 玉英

岸田 正嗣

井村 悌規

村田 潔